

議第47号

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成26年6月6日

草津市長 橋 川 涉

草津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

草津市附属機関設置条例（平成25年草津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 草津市幼保一体化検討委員会の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。